

別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、片貝漁港の南東約5kmであり、水深約19mの、北緯35°30'28"東経140°29'49"、北緯35°30'16"東経140°29'35"、北緯35°30'05"東経140°29'49"、北緯35°30'16"東経140°30'03"の4点に囲まれた矩形（以下「当該排出海域」という）とした（図－2.1）。

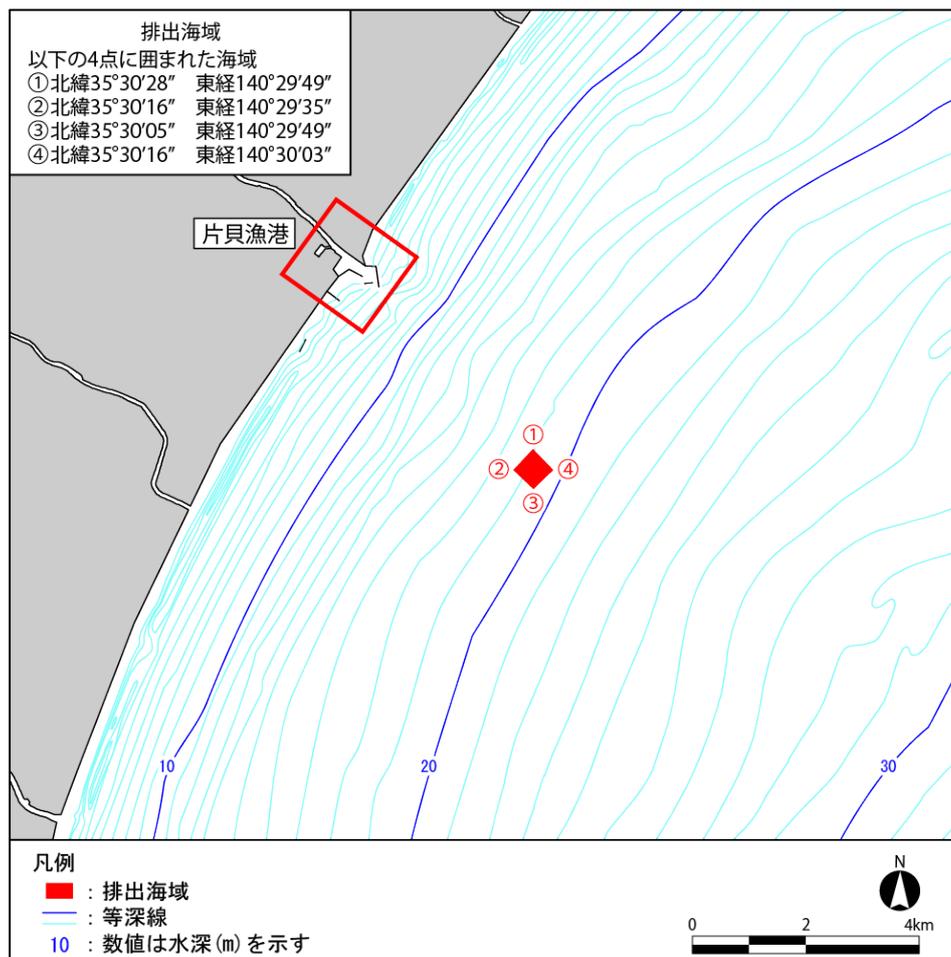
「当該排出海域」は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

「当該排出海域」は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、「当該排出海域」の範囲を設定した。

なお、既許可（許可番号：7-037-02、15-002、20-003-02）と同一の排出海域に設定した。

また、「当該排出海域」の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和7年1月14日時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2及び図－2.3）。

「当該排出海域」に最も近い許可事業は飯岡漁港（許可番号22-002）であるが、「当該排出海域」は飯岡漁港の影響想定海域より約19km離れている。



出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成27年)より作成

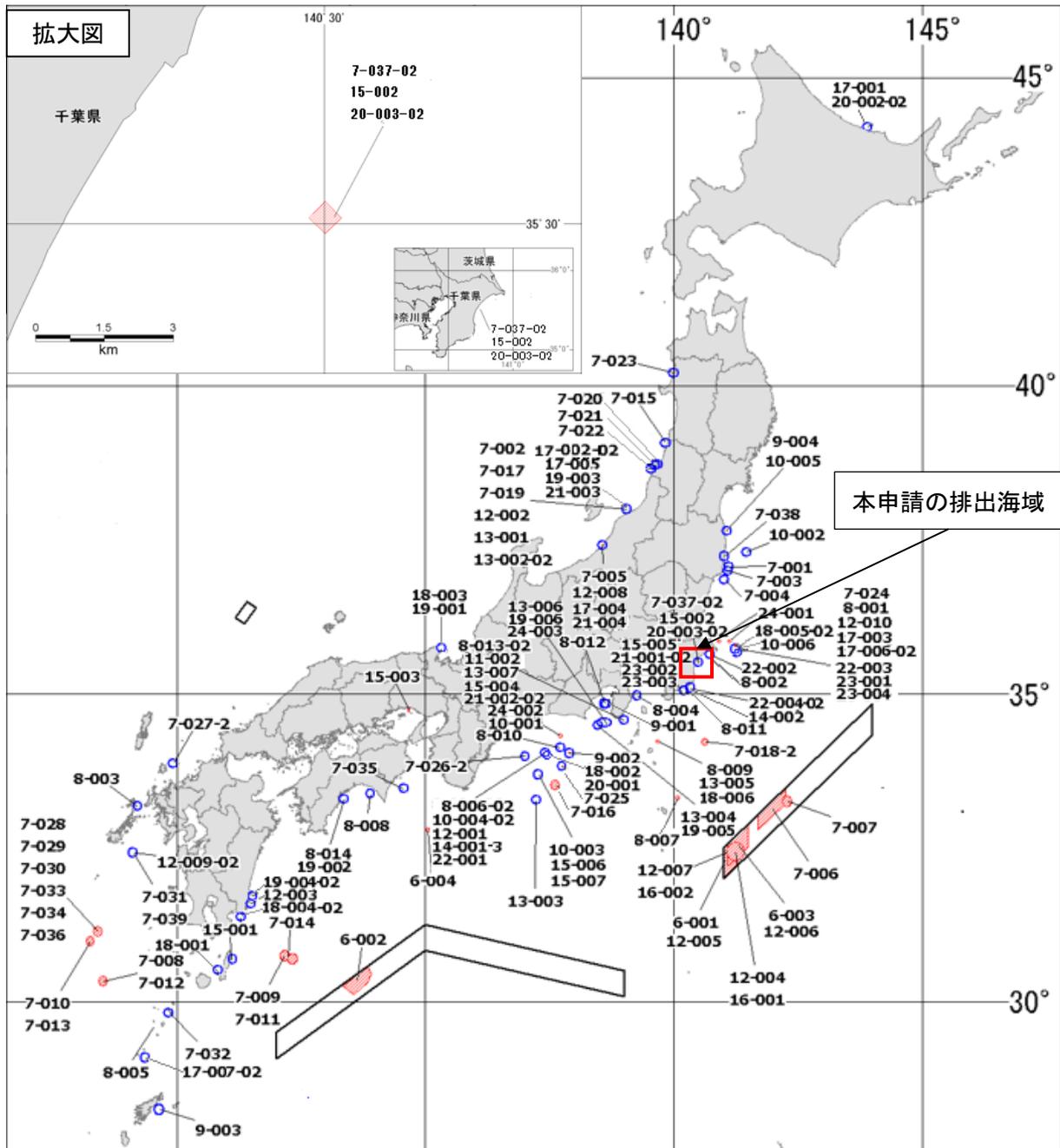
図－2.1 本申請の排出海域

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	名称	処分期間	投入処分量	排出海域
7-037-02	千葉県銚子漁港事務所 (片貝漁港)	平成19年11月2日から 平成24年11月1日まで	85,000m ³	北緯35°30.466'00"、東経140°29.816'00" 北緯35°30.266'00"、東経140°29.583'00" 北緯35°30.083'00"、東経140°29.816'00" 北緯35°30.266'00"、東経140°30.05'00" 以上4点の内側
8-002	千葉県銚子漁港事務所 (飯岡漁港)	平成20年2月13日から 平成25年2月12日まで	80,000m ³	北緯35°38'14"、東経140°43'56" 北緯35°38'04"、東経140°43'56" 北緯35°38'04"、東経140°44'08" 北緯35°38'14"、東経140°44'08" 以上4点の内側
15-002	千葉県 (片貝漁港)	平成27年5月22日から 令和2年5月21日まで	150,000m ³	[1] 北緯35°30'28"、東経140°29'49" [2] 北緯35°30'16"、東経140°29'35" [3] 北緯35°30'05"、東経140°29'49" [4] 北緯35°30'16"、東経140°30'03" 以上の4点に囲まれた海域
20-003-02	千葉県銚子漁港事務所 (片貝漁港)	令和2年5月22日から 令和7年5月21日まで	211,680m ³	[1] 北緯35°30'28"、東経140°29'49" [2] 北緯35°30'16"、東経140°29'35" [3] 北緯35°30'05"、東経140°29'49" [4] 北緯35°30'16"、東経140°30'03" 以上の4点に囲まれた海域
22-002	千葉県銚子漁港事務所 (飯岡漁港)	令和4年7月19日から 令和9年7月18日まで	115,285m ³	[1] 北緯35°38'46.94"、東経140°41'41.51" [2] 北緯35°38'36.94"、東経140°41'41.51" [3] 北緯35°38'36.94"、東経140°41'53.51" [4] 北緯35°38'46.94"、東経140°41'53.51" 以上の4点に囲まれた海域

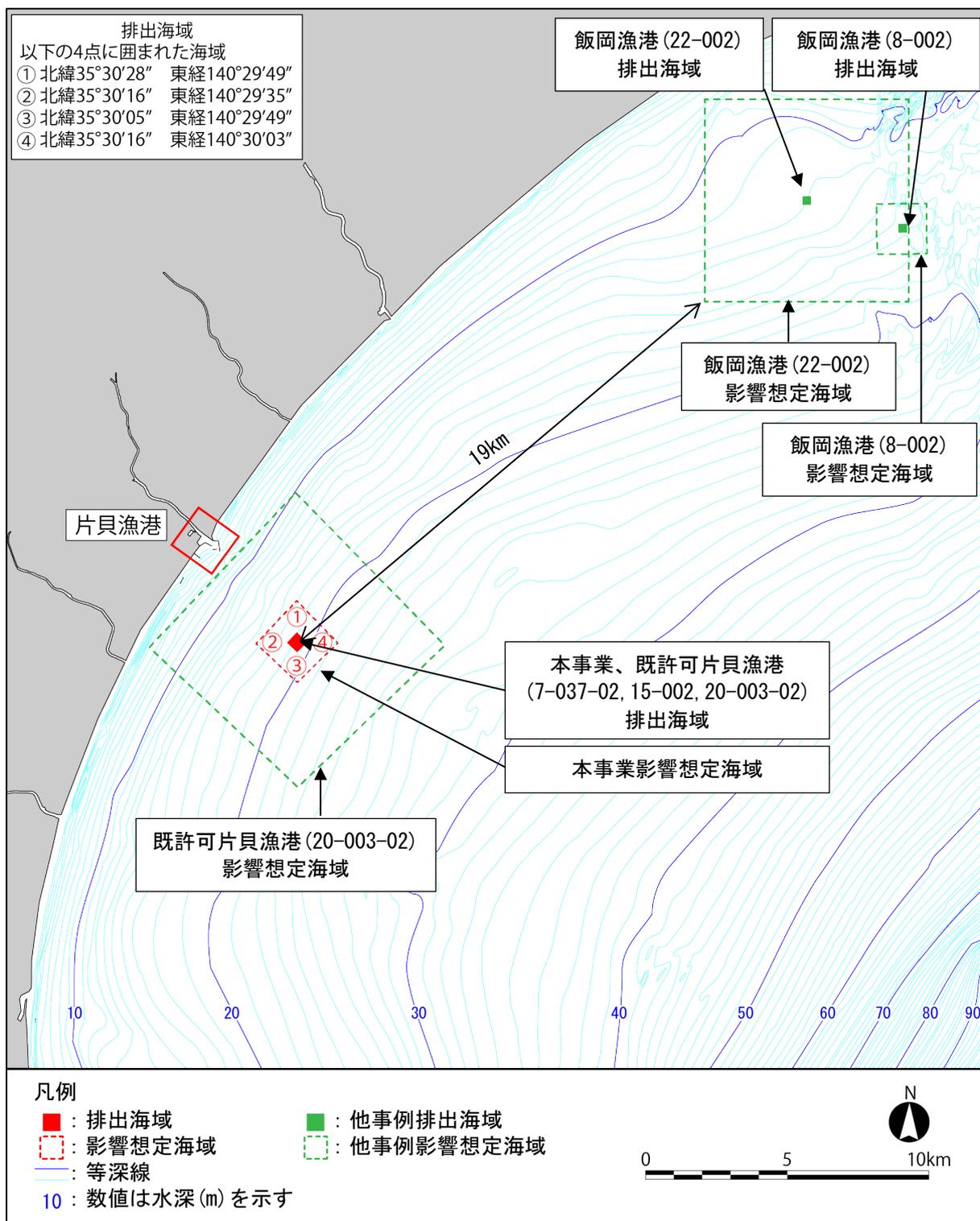
備考) 水色着色セルの事業は当事業と同じ排出海域、赤枠の事業は当事業と処分期間が重複する。

出典) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和7年1月14日閲覧)



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」
 (環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和7年1月14日閲覧)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」
 (環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年1月14日閲覧)、
 「飯岡漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(千葉県、平成19年、令和4年)、「片貝漁港廃棄物海洋投入
 処分変更許可申請書」(千葉県、令和4年)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成27
 年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係